

生駒市保護樹木等補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 市長は、生駒市保護樹木等指定要綱（平成22年月日施行。以下「指定要綱」という。）第2条第1項の規定により指定された保護樹木等の保護及び育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者等）

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、指定要綱第2条第3項の規定による保護樹木等を所有し、又は管理する者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護樹木等の維持管理に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 保護樹木 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円。補助対象者1人当たり10本を限度とする。）
- (2) 保護樹林 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が50,000円を超える場合は、50,000円）

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保護樹木等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 維持管理に関する計画を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第6条 補助金規則第6条の規定による通知は、保護樹木等補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（実績報告等）

第7条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、保護樹木等維持管理実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し

(3) 維持管理作業の状況がわかる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、保護樹木等補助金額の確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。